

○国土交通省告示第五百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するもの（ハ）に定める構造方法にあつては、屋内側の防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この号において「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とし、かつ、屋外側の防火被覆の取合い等の部分の裏面に厚さが十二ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーテイクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するものを設け、又は当該取合い等の部分を相じやくりとするもの（イ）及び（ロ）に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあつては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分を、当該取合いの部分にちりじやくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

イ（略）

ロ 間柱及び下地を木材で造り、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

(1) 屋内側の部分に次の(i)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋外側の部分に次の(ii)に該当する防火被覆が設けられていること。

- (i) 厚さが五十ミリメートル以上のグラスウール（かさ比重が〇・〇一以上のものに限る。）(ii) (i)において同じ。）又はロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。）を充填した上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード（

改正前

第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するもの（ハ）(3)(i)及び(ii)に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあつては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分を、当該取合いの部分にちりじやくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

イ（略）

（新設）

強化せつこうボードを含む。以下同じ。)を張ったもの

(ii) 塗厚さが十五ミリメートル以上の鉄網軽量モルタル(モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の八パーセント以下のものに限る。)

(2) 屋内側の部分に次の(i)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、屋外側の部分に次の(ii)に該当する防火被覆が設けられていること。

(i) 厚さが五十ミリメートル以上のグラスウール又は厚さが五十五ミリメートル以上のロックウール(かさ比重が〇・〇三以上のものに限る。)を充填した上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボードを張ったもの

(ii) 厚さが十五ミリメートル以上の窯業系サイディング(中空部を有する場合にあつては、厚さが十八ミリメートル以上で、かつ、中空部を除く厚さが七ミリメートル以上のものに限る。)を張ったもの

ハ|| 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、ロ(2)に掲げる基準に適合する構造(イに掲げる構造並びに間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。)とすること。

ニ|| 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造(イに掲げる構造を除く。)とすること。

(1) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(i) (略)

(ii) 厚さが九・五ミリメートル以上のせつこうボードを張ったもの

(iii) 厚さが七十五ミリメートル以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さが四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの

(2) (略)

ホ|| 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造(イに掲げる構造を除く。)とすること。

(新設)

ロ|| 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造(イに掲げる構造を除く。)とすること。

(1) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(i) (略)

(ii) 厚さが九・五ミリメートル以上のせつこうボード(強化せつこうボードを含む。以下同じ。)を張ったもの

(iii) 厚さが七十五ミリメートル以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さが四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの

(2) (略)

ハ|| 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造(イに掲げる構造を除く。)とすること。

(1)・(2) (略)

(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。

(i) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) (略)

(ロ) 二(1)(ii)又は(iii)に該当するもの

(ハ) (略)

(ニ) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) (イ) (略)

(ロ) 二(2)(ii)又は二(2)(v)から(vi)までのいずれかに該当するもの

(イ) (イ) (略)

(ロ) 前号ロからホまでのいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

二 令第八百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するものとする。

イ (略)

ロ 前号ロからホまでのいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

第二 令第八百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあつては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 第一第一号二(2)(v)から(vi)まで又はホ(3)(ii)(ロ)から(ニ)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（前二号に掲げる構造を除く。）とすること。

(1)・(2) (略)

(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。

(i) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) (略)

(ロ) 二(1)(ii)又は(iii)に該当するもの

(ハ) (略)

(ニ) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) (イ) (略)

(ロ) 厚さが十五ミリメートル以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあつては、厚さが十八ミリメートル以上で、かつ、中空部を除く厚さが七ミリメートル以上のものを）を張つたもの

(イ) (イ) (略)

(ロ) 二(2)(v)から(vi)までのいずれかに該当するもの

(イ) (イ) (略)

(ロ) 前号ロ又はハのいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

二 令第八百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するものとする。

イ (略)

ロ 前号ロ又はハのいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

第二 令第八百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあつては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 第一第一号ハ(3)(ii)(イ)及び(ロ)から(ト)までに掲げる構造を除く。）に定める防火被覆が設けられた構造（前二号に掲げる構造を除く。）とすること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。